

令和4年3月18日
電力・ガス取引監視等委員会

特定供給の許可について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた特定供給の許可について、審査を行いました。審査の結果、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、許可の基準を充足するものと考えられるため、当該許可について異存のない旨を経済産業大臣に回答しました。

1. 概要

当委員会では令和4年3月15日付け20220307資第15号及び同日付け20220307資第16号により経済産業大臣から意見を求められた特定供給の許可について、審査を行いました。

審査の結果、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、許可の基準を充足するものと考えられるため、添付資料①及び②により、当該許可について異存のない旨を、経済産業大臣へ回答しました。

(対象事業者)
・宇部興産株式会社

法人番号 2250001002992

2. 添付資料

- ①特定供給の許可について(回答①)
- ②特定供給の許可について(回答②)

【参考：特定供給制度】

- ✓ 特定供給は、電力の供給者と供給の相手方に密接な関係性が認められる場合に、緩やかな規制で電力を供給する事業を認める制度(但し、一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないことが必要。)
- ✓ 供給電力量が1万kW未満の場合の特定供給許可申請は、供給場所を管轄する経済産業局長に当委員会の審査が事務委任されている。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 池田
担当者:山下、小玉
電話: 03-3501-1552(直通)